

みずほオートリース通信

2025年 8月号

高速道路の逆走事故が増加しています

昨今、ニュース等で高速道路における逆走事故の報道をよく目にします。国土交通省の公表によると、高速道路での逆走事案は年間200件程度発生しており、そのうち約2割が事故(死亡、負傷、物損)につながっている状況です。

逆走事案の発生状況

一逆走の主な原因一 (過失39%、故意23%、認識なし27%、その他・不明11%)

* 過失: 逆走開始時の認識が過失、故意: 逆走開始時の認識が故意、認識なし: 最後まで逆走の認識なし

* 数字は2015～2023年データの平均値

- ・高速道路の出口から誤進入、SAから退出する際に間違えて入口側から出てしまう
- ・目的の出口を通り過ぎ、元のルートに戻ろうと本線をUターンし故意に逆走する
- ・カーナビの案内を誤認識し、分岐部で進行方向を間違える

一逆走開始の場所一 (IC,JCTが50%以上) * 数字は2011～2023年データの平均値

- ・IC(インターチェンジ)、JCT(ジャンクション) 55%
- ・高速道路本線 23%
- ・SA(サービスエリア)、PA(パーキングエリア) 6%
- ・不明 16%

一逆走の運転者年齢一 (65歳以上が約70%) * 数字は2011～2023年データの平均値

75歳以上 45% 65～75歳未満 22% 30～65歳未満 24% 30歳未満 8%

出典: 国土交通省HP「高速道路での逆走対策に関する有識者委員会 第8回配布資料 資料1」より一部引用し、当社で作成
https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/reverse_run/pdf08/03.pdf

逆走に遭遇したときは？

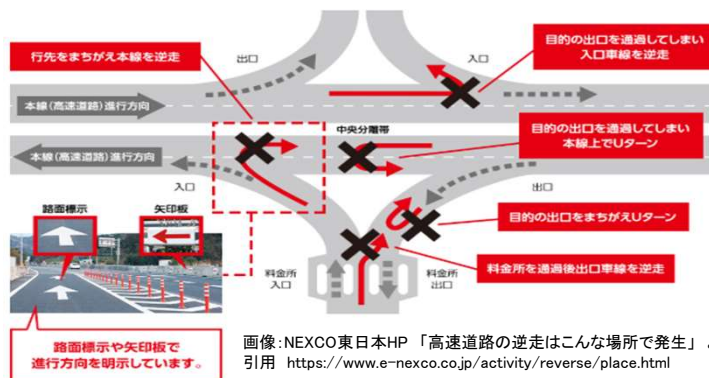
- ①まずは速度を落とし車間距離をとって、自車の安全確保のための行動をする。
- ②一般的に逆走車は追い越し車線を走行しているケースが多いため、無理のない範囲で路肩等安全な位置を確保する。また、ハザードランプを点灯することで、周囲の車両への注意喚起をする。
- ③110番、非常電話にて通報。またはSAや料金所のスタッフへ伝える。

←正しい走行 → 逆走

※ SA: サービスエリア、PA: パーキングエリア、IC: インターチェンジ

〈ICや料金所付近で〉

- ・目的の出口を通り過ぎてしまい入口車線を逆走
- ・目的の出口を通り過ぎてしまい本線上でUターン
- ・行き先を間違え本線を逆走
- ・目的の出口を間違えUターン
- ・料金所を通過後、出口車線を逆走



画像: NEXCO東日本HP「高速道路の逆走はこんな場所で発生」より引用 <https://www.e-nexco.co.jp/activity/reverse/place.html>

自分が誤って逆走してしまった場合には、近くの安全な場所に停車し、ハザードランプを点灯しましょう。ガードレールの外側など安全な場所に避難してから、110番や非常電話で通報してください。

トラックの過積載について

過積載とは？

過積載とはトラックやダンプカー等といった貨物車の荷台に、道路運送車両法で定められた最大積載量を超えた荷物量を積んだ状態で走行することです。トラックメーカーは、定められた車両総重量をもとに、シャーシの強度やブレーキの性能など詳細な設計を行っているので、安全性が認められていない重量の荷物を載せることは非常に危険です。

過積載の危険と弊害

①過積載に起因する交通事故

過積載状態での走行は、制動距離が長くなる、走行バランスが悪くなる、また荷崩れが起きる可能性があるなど、交通事故を誘発する重大な要因となっています。



②道路や橋などを劣化させる

過積載車両の走行は、道路に過大な荷重をかけるので、舗装や橋を劣化させ、社会インフラの寿命が短縮します。

③騒音・振動・排気ガスを増大させる

過積載車両の走行は、エンジンや車体に過大な負担をかけるため、騒音・排気ガスの増大による環境への悪影響が懸念されます。

過積載防止の法規制

過積載走行を防止するため、以下の法律で規制がなされています。

- ◆道路交通法(車両の運転者及び使用者、及び荷主や荷受人に対する規制)
- ◆道路法(道路や橋の保全や交通安全のため、通行できる車両の重量を制限)
- ◆貨物自動車運送事業法(運送事業者に対する規制)
- ◆ダンプ規制法(土砂等を運搬する大型自動車の使用者に対する規制)

*それぞれの法律には罰則規定があります。詳しくは国土交通省、警察庁等のHPをご確認ください。

過積載の対策

過積載は、死傷事故につながりかねない重大な社会問題であり、国土交通省や警察は取り締まりの強化を掲げています。また、首都高速の料金所には自動軸重計が設置されており、常時通過車両の重量(軸重)を測定するなどの対策をとっています。

